

東北地方太平洋沖地震における「文化財レスキュー」

－ボランティアからみた今後の課題－

関 博 充

要 旨

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会による文化財レスキュー事業にボランティアとして参加した。宮城県沿岸部を中心に、個人宅、文化財保管施設において被災した文化財を安全な場所に移動させ、修復作業を行い、今後の活用に復した。現地でのレスキュー作業はほぼ終了したが、洗浄や乾燥などの修復作業と資料登録作業が現在も進められている。引き続き多くの方々の協力と支援が必要である。

将来の文化財レスキューには、作業全体を潤滑に動かし、資料の救出から保管、返却までを見通したシステムと、人材、物資および情報を確保するネットワークの構築が不可欠である。

キーワード：東北地方太平洋沖地震、宮城県、文化財レスキュー、ボランティア

1. はじめに

2011年3月11日14:46に発生した東北地方太平洋沖地震、その後の大津波は岩手、宮城、福島3県を中心に、東日本太平洋岸に未曾有の被害をもたらした。街を飲み込み、多くの人命が奪われ、そして多くの文化財も犠牲になった。被災しながら辛うじて残ることができた文化財を救出すべく、文化庁が中心となり東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下、救援委員会とする）が組織され、被災地における文化財レスキュー事業が始動した⁽¹⁾。

筆者は、宮城県内で実施されたレスキュー事業の一部に4月からボランティアとして参加している。活動の実情と、活動を通して見えた課題について、以下に述べる。

2. 宮城県内でのレスキュー活動

宮城県内では、救援委員会と宮城県教育委員会が主体となり、各自治体の教育委員会、県内の博物館・美術館、NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク⁽²⁾（以下、宮城資料ネット、とする）などの関係機関が連携しレスキュー活動が実施されている（図1）。

サイバー大学授業サポートセンター・ティーチングアシスタント

原稿受付日：2011年10月30日

原稿受理日：2012年2月6日

震災直後は交通網やライフラインの断絶、必要物資やガソリンの不足と入手困難のため、現地での作業開始は4月を待たざるを得なかった。

筆者が参加した宮城資料ネットの活動は、古文書を所有する個人宅でのレスキューが主体であった。その過程で筆者は、文化財を保管する4つの施設（宮城県農業高等学校、石巻文化センター、石巻市立門脇小学校、石巻市牡鹿公民館）でのレスキュー作業、および救出した資料のクリーニング作業にも携わった。それぞれの場所で行った作業について以下にまとめる。なお、レスキュー作業の主な流れは図2の通りである。

(1) 個人宅におけるレスキュー

仙台市、亘理町および涌谷町の個人宅（旧家）でレスキューにあたった。宮城資料ネットの資料保全・調査活動を通じて交流があった個人宅が多いが、震災後マスコミを通じて文化財レスキューの存在を知り依頼したという個人宅もあった。いずれの依頼も、強い揺れ、津波により解体することが決まった住宅や土蔵、倉庫から、文書、絵画、民具、衣類および建具の搬出であった。その地域の重要な歴史的建造物である土蔵や歴史的街並みの多くが失われてしまったが、地域史を支える資料をできるだけ多く残そうと、レスキュー作業が実施された。

土蔵は揺れによって土壁に亀裂が入り、建物全体が歪み、扉が開閉しにくくなっていた。中には壁土が崩れ落ち、心材だけでなく蔵内までも見える状態のものもあった。津波が到達した家の床上や庭には、土砂や木片、ガラス、瓦礫が厚く堆積し、家内は海水が持ち上げた畳や家財類が散乱していた。押し寄せた海水が3か月後、真黒な汚水として引き出しの中から発見されることもあった。作業中の危険から身を守るため、長袖長ズボン、ヘルメット、ゴーグル、防塵マスク、厚手のゴム手袋、安全靴や長靴を身に着けた。夏に向か

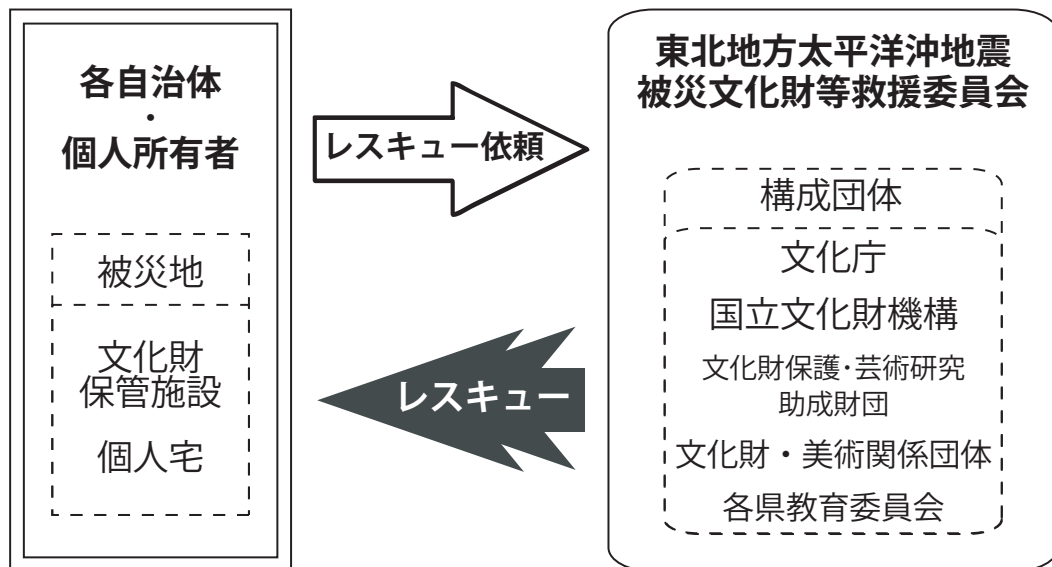


図1 文化財レスキュー事業の組織構成

「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）について」を基に作成。

う時期の力仕事には向かない装備である。また、ボランティア保険あるいは天災対応可能な災害保険への加入も義務付けられた。

瓦礫や土砂を除去しながら、収蔵資料をひとまず屋外に移動させた。旧家の場合、建具の下張りに古文書が使用されていることが多く、襖や天袋なども搬出した。内容を所有者と確認しながら、救出の可否を決定した。ここで救出した資料は個人蔵の未登録資料がほとんどであるため、価値は未知である。下張りの文書など、貴重な歴史資料が新たに発見される可能性を鑑み、公共財である文化財としての価値を見定めた上で救出する必要がある。しかし、限られた時間内で作業を終了させる必要性から、保管場所の制限や資料の重複を考慮しながら現地で大別、搬出した。厳密な仕分けは搬出後に行うものとした。

(2) 文化財保管施設におけるレスキュー

いずれの施設も建物自体は地震にも津波にも耐えた。津波は、大量の瓦礫を巻き込みながら、窓からだけでなく、厚さ5～7cmを計る扉をもへし曲げ、建物1階部分および収蔵庫内にも侵入していた。出入り口が破壊された施設はセキュリティ上無防備であり、早急のレスキューが求められた。

1階部分に保管されていた資料や図書は、土砂、汚泥、油などが渾然となった海水に浸かった。石巻市では、製紙工場から流れ出たパルプを大量に含んだ海水が押し寄せた。水が引いた後、そうした物質が施設内に資料と共に取り残され、レスキュー時には生乾きの状態で厚く堆積していた。石巻文化センターでは、敷地面積は広いが、作業スペースとなる通路や出入り口が狭いため、少人数での作業が強いられた。また、本部のある仙台市と現地への移動時間など、さまざまな制約によって限られた作業時間となり、作業完了までに日数を要することとなった。

作業は津波由来の堆積物の除去、散乱した机や本棚などの什器の撤去から開始された。窓から差し込む光と、発電機による照明を頼りに、スコップや鋤簾、一輪車を使って、堆積物と不要な什器を屋外へ廃棄した。

ようやく接近できるようになった資料は堆積物に埋もれ、水損してはいたが、そのほと

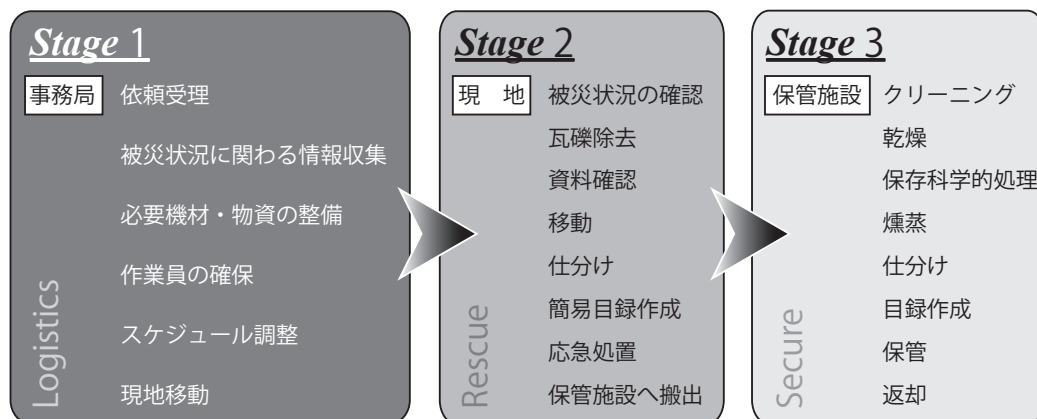


図2 文化財レスキュー事業における作業フロー

んどが施設内に留まっていたのは幸いであった。引き波により施設外に流れ出た小型資料も少量あったが、それらも無事回収することができた。ほとんどの資料に、水分と塩分を含む堆積物がびっしりとこびりついていて、鉄製品の場合、赤錆の発生を促進させる要因となっている。いち早く付着物の除去と脱塩処理を実施しなければならないが、水が無いため、それらの処理は移動後行うことにした。これら4施設の資料は震災前に資料登録されているため、目録と照合確認できる。救出した資料は、2階に保管され津波から逃れた資料と共に、周辺の博物館等の安全な場所に一括移動させた。

(3) 救出後の作業

救出された資料は、文化財関連施設収蔵資料・指定資料のように文化財として登録された資料と、個人所有資料の未登録資料とに大別できる。未登録資料のうち、公共財として利用可能と仕分けられた資料は、文化財に登録した後、活用できるようにする必要がある。

現在、一時保管場所において、水洗やクリーニング、消毒、および登録作業が実施されている。資料の表面あるいは内部には土砂や草木が残存し、場合によっては土砂が瘡蓋状に固着している。それらを刷毛や籠、竹串などを用いて徐々にクリーニングしていく。重ねて保管されていた史料や製本史料は、表紙あるいはページ同士が、乾燥する過程で固着してしまう場合が多い。できるだけ早い段階で、表紙あるいはページ同士を破損しないように剥がしておく。カビが生えた資料はエタノールで拭き取り滅菌した。作業中は修業者の健康被害を防止するためゴム手袋、防塵マスクを着用し、表面付着物やカビの胞子などの付着・吸引を防止した。

水損資料は、自然乾燥、吸水法、および真空凍結乾燥、いずれかの方法により乾燥させた後、再度クリーニングされる。救出時に著しく濡れている資料は、仙台市内の企業の協力によって使用が許された大型冷蔵設備内で予備凍結した後、国立文化財機構奈良文化財研究所で真空凍結乾燥させた。建具は骨組みを解体し、下張りの文書を外す作業も行った。霧吹きでお湯を吹き付け、幾重にも糊付けされた文書を1枚ずつ剥がし、乾燥させていく。江戸時代後期から明治時代に至るさまざまな性格の文書が発見されている。

被災状況も材質も一様では無く、クリーニング・乾燥方法も資料毎に対応する必要がある。資料数も膨大であるため、活用できる状態にまで復元するには、多くのボランティアを投入しても長い時間を要するであろう。

こうした作業を経た後、博物館機能が復旧した収蔵施設に最終的には返却される。文化財保管施設の資料は元の施設あるいは所有自治体に返却できる。一方、借用という形で搬出された個人宅の資料は、返却先が未確定である。返却の際、所有者が現地を離れた、保管場所が無い、などさまざまな理由で返却を望まない可能性がある。その場合の受け皿としては、地域の博物館や博物館相当施設への寄贈や寄託が考えられる。来るべき時期までに、その準備も不可欠である。

3. 文化財レスキューにおける課題

文化財レスキュー事業に参加した経験を基に、改善すべきと考える課題について、以下にまとめる。

(1) 組織体制

文化財レスキューでは、被災文化財を安全な場所に早急に移動させることが最重要課題であることは既に述べた。その遂行のために、作業計画を立てる組織と、現場での作業を円滑に遂行する実働部隊という運営システムの構築が不可欠である。作業計画を立てる組織は、現地の情報をできるだけ早く収集し、自立的に活動できなければならないが、作業当初は現地の指揮、つまり被災者の指示で実施せざるを得ない。現地から入手した情報に基づき作業内容を検討し、ネットワークを通じて発信することを繰り返し、必要に応じた機材、設備、人材を自在に調達できる組織が求められよう。緊急時さらに遠隔地での情報の収集と発信には、多くの困難が伴う。被災地側と救出する側とで、事前に情報を持ち寄り、連携できる組織体制を準備しておかなければならない。

作業分担も効率的に行う必要がある。実働部隊となる人材の多くはボランティアにより集められた。一般人だけでなく、博物館職員などの文化財専門家も含まれていた。一般は瓦礫撤去等の肉体労働、専門家は作業段取りや資料登録、文化行政業務への支援など、専門知識や経験を活かした作業というように、事前の情報に基づき、需要と供給をマッチングさせた人員の配置や作業内容の分担を図ることが重要である。また、ボランティア参加者は文化財関連の情報網を通じて集められているとはいえ、性別、年齢層、専門分野など、その背景は実にさまざまである。作業内容、作業環境を判る範囲で知らせた上で参加を呼びかけることと、作業中知り得た情報や撮影した写真などの情報管理についての合意形成を図ることを運営側は疎かにしてはならない。

個人宅のレスキューでは、一時保管場所の空間的限界や資料重複の点から、全ての資料を救出していない。公共財としての価値は無くとも、歴史的価値を有し、失えば二度と入手できない資料であることは間違いない。レスキュー事業では対応できなくても、いち早く現場に入り、情報を得ることのできる立場上、他の組織と連携するなど、より多くの資料を後世に残す方法を用意しておく必要がある。

(2) レスキュー作業

できる限り短期間で終了させることが求められる。被災地での作業は、ほとんどが人力で行われたため、本来一連の流れでできる作業が時間の制限から細切れとなり、余計に日数が嵩むこともあった。レスキューの長期化は、被災文化財の損失を拡大させるだけで無く、被災者でもある担当職員への負担も重くする。改善策として、電気(発電機)、水、燃料、移動手段を独自に調達し、作業の自由度を向上させる取り組みが必要と考える。それは、災害発生後に被災地へ入る速度を早めることにも繋がる。被災地のインフラ環境に

左右されずに、被災現場で最大限の救出作業が実施できる手段を獲得しておくべきである。

(3) 救出資料の保管と修復作業

被災資料、特に津波による水損資料は、何が付着・吸着しているのか判らない。また、救出までに時間を要した資料の中には、蟻の巣やカビが発生してしまった古文書も見つかっている。一時保管とはいえ、化学的あるいは生物的に汚染された資料を博物館のような保管施設に搬入すれば、他の健全な資料へ化学的および生物的被害を及ぼす危険性が高まる。しかしながら、海水に浸かった資料は、燻蒸によって人体に有害な化学物質が発生する危険性のあることが指摘されており⁽⁶⁾、救出直後の滅菌、消毒が困難になった。

今回のような被災資料の場合は、まず、大型の倉庫等に集め、そこでシーズニングや救出後のクリーニング作業を行う。状態を確認しながら、保管可能と判断されたもののみを保管施設へ搬入できるように、環境整備しておく必要がある。

また、それらのクリーニングや修復は、各地で状況に応じて試行錯誤しながら実施されている。各所での処理方法を集約し、処理結果を今後確認しておかなければならない。そして、被災状況と材質に応じた応急処理方法の確立と、レスキュー時に被災地に持ち込める応急処理作業用機材一式の開発が不可欠である。

(4) 無形遺産の救出

文化財レスキュー事業の範囲外ではあるが、被災地域にも指定制度や文献・映像記録等により保護されてきた、祭りや芸能、風習といった無形遺産が存在する。例えば、リアス式海岸である牡鹿半島には、湾入の奥にある平地や谷間に、周囲と孤立した10を超える集落域が存在する。磯浜が多い半島北東側と砂浜が多い南西側では従事する漁業が異なり、各浜で独自の漁業文化、年中行事、習俗を伝えていたという⁽⁷⁾。

残念ながら、ほとんどの浜が津波に飲まれた。2011年8月に出された宮城県震災復興計画⁽⁸⁾によると、県内の漁港を震災前の1/3に集約・再編し、優先的に復旧させる。さらに住居地を高台へ移動させるという。こうした小港の復興が後回しにされ、漁港が減り、沿岸部に住めなくなれば、これまで無形遺産を保護、維持してきた担い手が属するコミュニティの存続が難しくなる。被災地の生活が安定した後に、未記録の無形遺産は、早急に記録保存されなければならない。そして、無形遺産の担い手を維持する取り組みにも注視しておく必要があるだろう。

4. おわりに

現地におけるレスキュー作業は、ほぼ終了した。しかし、既述のとおり、救われた資料が文化財として登録され、展示、活用に至るまでには、さらなる時間を要する。今後も多くの方々の支援が不可欠である。

今回の経験を通して、文化財レスキューで最も必要な事は、現地での作業やその作業に必要な物資や設備、マンパワーの確保はもちろんだが、作業全体を潤滑に動かし、資料の救出から保管、返却まで見通したシステムとネットワークの構築と考えた。救出する側、される側、両者において災害前にできるだけ組織化しておく必要がある。

また、阪神大震災、新潟中越地震などで実施された文化財レスキューの経験が随所に活かされていた。ここまで大規模な災害が今後起きないことを切に願うが、未来の災害に対応できるよう、今回の経験も共有、体系化されることを期待する。

末筆ながら、今回の大震災に遭われた被災者の皆様に、衷心よりお見舞い申し上げます。

註および引用文献

- (1) 文化庁が行う文化財レスキューについて、以下にまとめる。この活動の目的は、「被災した文化財等を緊急に保全すると共に、今後に予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止すること」である⁽²⁾。その内容は「地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う」ことである。その対象は「国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。」
- (2) 文化庁「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）について」2011（アクセス：2011年10月30日）
http://www.bunka.go.jp/bunkazai/tohokujishin_kanren/pdf/bunkazai_rescue_jigyo_ver04.pdf
- (3) 宮城資料ネットは、2003年の宮城県北部連続地震を契機に組織され、宮城県内の歴史資料の保全を目的として活動している⁽⁴⁾。創設以降、災害時および平常時における資料保全活動や、資料所蔵者のリスト作成を行ってきており、今回のレスキュー時にそれらの成果が非常に有効に働いた。活動内容の詳細はホームページを参照願いたい⁽⁵⁾。
- (4) 平川新「宮城県北部連続地震と歴史資料の救済」『新潟中越地震 文化遺産を救え』2005 pp.6-25
- (5) NPO法人宮城歴史資料保全ネットワークホームページ（アクセス：2011年10月30日）
<http://www.miyagi-shiryounet.org/00/front.htm>
- (6) 被災文化財等救援委員会「海水で濡れた資料を殺菌燻蒸することによる発がん性物質等発生のリスクの調査結果について」2011（アクセス：2011年10月30日）
<http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/110829.pdf>
- (7) 牡鹿町誌編纂委員会『牡鹿町誌』1989
- (8) 宮城県震災復興政策課「宮城県震災復興計画～宮城・東北・日本の絆 再生からさらなる発展へ～（案）」2011（アクセス：2011年10月30日）
<http://www.pref.miyagi.jp/seisaku/sinsaihukou/keikaku/>